

5

特250

884

十三年四月三十日

第一回
全國大會

報告書
及
議案

大日本農民組合本部



始



3
4

持25
83



報
告
書
及
議
案



第一回全國大會報告書及議案

目次

第一章 本部活動報告	一	第四號 大日本農民組合運動方針に関する件	二一
第一節 組合結成委員會議通過報告	一	第五號 農地保護法に関する件	二六
第二節 組合本部會議報告	二	第六號 米穀検査の統一改正に関する件	二七
第二章 各府縣聯合會の結成經過報告	二	第七號 農地調整法運用に関する件	二八
第三章 本部會計報告	五	第八號 國民健康保險組合對策の件	三〇
第一回全國大會提出議案		第九號 役員選舉に関する件	三〇
第一號 皇軍將士に對する感謝決議	六	第十號 組合本部豫算に関する件	三二
第二號 綱領に関する件	六	第十一號 大會宣言に関する件	三五
第三號 組合同規約に関する件	六	附錄	三五

第一回全國大會報告書

第一章 本部活動報告

第一節 組合結成委員會議通過報告

わが大日本農民組合は、反共產主義(反人民戰線)の政治的立場を鮮明にし、社會大衆黨支持の態度を明確にし、全國農民組合、日本農民組合總同盟並に社會大衆黨支持の山形縣農民組合、富山縣農民組合聯合會および兵庫縣農民組合の地方的農民組合との大同團結を目的にして、本年二月六日結成されたものである。結成委員會議の經過の大要を報告すれば左の如くである。

一、日時 昭和十三年二月六日

一、場所 社會大衆黨本部會議室

一、出席者

田中(京都)、宮向(岡山)、須永(群馬)、今井、三宅、清澤、沼田(新潟)、川俣(秋田)、岩淵(青森)、松坂(和歌山)、八百板(福島)、菊地、日野(宮城)、山崎(静岡)、前川(香川)、中村、泉澤(東京)、林田(愛媛)、細田(茨城)、田原(福岡)富吉(鹿児島)、佐竹(高知)、野溝、那須

(長野)河合、中ノ瀬、酒井(兵庫)、松永、井堀(日農)杉山、三輪、角田、以上三十二名

一、議長 杉山元治郎

協 議 事 項

一、組合名 大日本農民組合と決定す

一、綱領規約 別記の如く決定

一、事務所 社會大衆黨本部内

一、役員

組合長 杉山元治郎

副組合長 一名(保留)

主 事 三宅 正一

理 事 三輪 壽壯

前川 正一

田原 春次

中村 高一

山崎 颯二

會計監査 角田藤三郎

財務委員長 細野三千雄

顧問 三輪壽壯

賀川 豐彦

安部 磯雄

麻生 久

(他二名保留)

鈴木、文治

他に農政界種威數氏推薦の管

但し、この結成委員会には日本農民組合總同盟では同組合の正式代表としては出席を見なかつたのである。

第二節 組合本部會議報告

第一回理事會

一、日時 昭和十三年二月十六日

二、場所 社會大衆黨本部内

一、出席者

杉山、今井、川俣、細野、中村、三宅、菊地、野溝、角田、水谷、三輪、河合、(傍聴)松岡二十世

報告

一、本部報告

二、地方報告

イ、新潟縣地方

ロ、大阪地方

ハ、北海道地方

角田 理事

今井 一郎

杉山元治郎

松岡二十世

一、本部豫算に關する件

二、機關紙に關する件

三、關東出張所殘務整理に關する件

四、人事に關する件

一、日本農民組合總同盟に關する件

第二回理事會

一、日時 昭和十三年四月十七日

二、場所 組合本部

一、出席者

須永好、細野三千雄、三宅正一、杉山元治郎、田原春次、三輪壽壯、角田藤三郎、川俣清音、(缺席通知)野溝勝

報告

一、滿洲移住地視察團に關する件

議事

一、第一回大會に關する件

二、日本農民組合總同盟との交渉の件

三、官廳と懇談の件

田原 春次
須永 好

第二章 各府縣聯合會の結成

經過報告

わが大日本農民組合は、地方の同志諸君の熱誠なる協力と當組合關係各代議士諸君の努力により、舊各組合の地方組織の殆んど全部が、僅か五十日餘の間に改組され、戦時下農村運動の主體の完成を見るに至つたことを欣快とするものであ

る。左に地方各聯合會改組の經過大要を報告する。

兵庫縣聯結成

一、日時 昭和十三年一月三十日

一、役員

組合長 河合 義一

副組合長 行政 長藏

主 事 酒井 一雄

新潟縣聯結成

一、日時 昭和十三年二月十二日

一、本部派遣 杉山、前川兩代議士

一、役員

會 長 井伊 誠一

執行委員長 今井 一郎

書記 長 沼田 政次
(石田宥全氏出征不在中暫定選任)

秋田縣聯結成

一、日時 昭和十三年二月十三日

一、役員

會 長 川俣 清音

主 事 北島 米吉

青森縣聯結成

一、日時 昭和十三年二月十七日

一、役員

會 長 西村菊次郎
主 事 岩淵謙二郎

一、日時 昭和十三年二月十九日

一、役員

會 長 田原 春次

副會長 岡本 與一

主 事 藤本幸太郎

東京府聯結成

一、日時 昭和十三年二月二十日

一、役員

會 長 中村 高一

主 事 泉澤 義一

岡山縣聯結成

一、日時 昭和十三年二月二十四日

一、本部派遣 菊地代議士

富山縣聯結成

一、日時 昭和十三年二月二十五日

一、役員

會 長 矢後 嘉藏

主 事 未定

群馬縣聯結成

一、日時 昭和十三年二月二十七日

一、役員

會長 保留
主事 高橋徳次郎

大阪府聯結成

一、日時 昭和十三年二月二十七日

本部派遣 三宅、角田兩理事

埼玉縣聯結成

一、日時 昭和十三年三月二日

本部派遣 須永、角田兩氏

一、役員

會長 山口 正一
主事 新井 信作

宮城縣聯結成

一、日時 昭和十三年三月二日

本部派遣 野溝代議士

一、役員

會長 菊地養之輔
主事 日野 吉夫

和歌山縣聯結成

一、日時 昭和十三年三月六日

本部派遣 杉山元治郎、渡邊潛

長野縣聯結成

一、日時 昭和十三年三月六日

一、本部派遣 田原春次、富吉榮二

一、役員

會長 林 虎雄
主事 町田惣一郎

北海道聯結成

一、日時 昭和十三年三月八日

本部派遣 須永 好

福島縣聯結成

一、日時 昭和十三年三月九日

本部派遣 菊地養之輔

一、役員

會長 田中 利勝
理事長 八百板 正

京都府聯結成

一、日時 昭和十三年三月十三日

本部派遣 野溝 勝

一、役員

會長 田中 義男

德島縣聯結成

一、日時 昭和十三年三月二十七日

栃木縣聯結成

一、日時 昭和十三年四月三日

本部派遣 須永好、角田藤三郎

高知縣聯結成

一、日時 昭和十三年四月十二日

本部派遣 前川正一、佐竹晴記

一、役員

會長 氏原 一郎
主事 西原 貞

第三章 本部會計報告

自昭和十三年二月六日
至同 年三月三十一日

支出の部

一、文房具費	四三圓三七
一、備付什器費	七五〇〇
一、通信費	二一・九九
一、家賃	三六〇〇
一、書記手當	八〇〇〇
一、交通費	五一・八一
一、雜費	三七〇一
一、舊事務所整理費	四〇〇〇
一、借入金返済額	四五五・五〇
一、小計	八四〇・六八
一、臨時支出費	一三三・二八

支出總計

收入之部

一、借入金總額	四三七・五〇
一、代議士分擔金總額	一〇四〇・〇〇
一、收入總計	一、四七七・五〇
一、差引殘高	五〇三・五四

九七三・九六

第一回全國大會提出議案

第一號 皇軍將士に對する感謝

決議

皇軍將士に對する感謝決議

征戰十閱月、遠く大陸の山野に奮闘せらるゝ皇軍將士の勇武により、東亞和平の基礎漸く成らんとす。その間、樞風沐雨、陸に海に、また空に、身命を鴻毛の輕きに比して馳驅せる將兵諸士の勞苦、想像に絶するものあるを思ふ。今や事變はいよいよ長期持久の段階に入り、我等銃後の農村に止まるもの、その使命また愈々重からんとす。我等は茲に勤農奉公の精神を高揚し、相倚り、相扶け以つて銃後の護りに遺憾なきを誓ふと共に、本大會の名において、皇軍將兵諸士に對し心からなる感謝の意を捧ぐるものである。

昭和十三年四月三十日

大日本農民組合第一回大會

第二號 綱領に關する件

大日本農民組合綱領

- 一、我等は勤農報公の精神に基き、徳性を養ひ、識見を啓め以て農村文化の完成を期す
- 二、我等は相互扶助の力により農村生活の改善を圖り技術を研き農業生産力維持増大と共同福利の増進を期す
- 三、我等は我が國情に立脚し資本主義の改革を促進し以て合理的なる新農村の建設を期す

第三號 組合規約に關する件

大日本農民組合規約

第一章 總則

- 第一條 本組合は大日本農民組合と稱し、本部を東京に置く
- 第二條 本組合は、綱領、主張、宣言、決議を實現することを以て目的とす
- 第三條 本組合は、農業に従事する者及び本組合に於て認めたる者を以て構成す
- 第二章 組合員の權限及び義務
- 第四條 本組合員は左の權限を有す

一、組合規約の定むる處に従ひ組合の集會に出席し討議議決に加ふことを得

二、組合規約の定むる處に従ひ役員の選舉權被選舉權を有す

第五條 本組合員は左の義務を負ふものとする

- 一、所定の組合費用を負擔する事
- 二、故なくして役員を辭任することを得ず
- 三、組合の決定に服すること

第三章 機關

一、大會

第六條 大會は本組合の最高決議機關にして大會代議員及中央委員本部役員を以て構成す

第七條 大會は毎年一回組合長之を招集す、但し組合長は所屬聯合會二分の一以上の要求ありたる時は臨時大會を招集することを得

第八條 大會の議長、副議長は大會之を選出す

第九條 大會の代議員は聯合會より選出するものにして、その選出比率は別表の定むる所による但し中央委員會の承認ありたるときは支部より選出することを得

第十條 大會は代議員の定數二分の一以上の出席を以て成立す

第十一條 大會の議事は出席代議員の過半數を以て之を決す但し中央委員會、又は大會の指定した事項に就いては大會

二ヶ月前の組合費完納組合員數に比例する地區代表投票に依て之を決す

大會議事規則は別に之を定む

第十二條 大會は組合長一名、副組合長一名、中央委員若干名、主事一名、會計一名、會計監査若干名、顧問若干名を選出す

二、中央委員會及理事會

第十三條 中央委員會は大會に次ぐ決議執行機關にして組合を代表し大會に責任を負ふものとする

第十四條 中央委員會は組合長、副組合長、中央委員、主事會計、會計監査を以て構成し組合長之を招集す

第十五條 本組合本部に左の部門を置く

- 一、小作委員會
- 二、産業委員會
- 三、組織部
- 四、教育部
- 五、移民部
- 六、政治部
- 七、財務委員會

第十六條 各種部門は中央委員會の統制をうけ、部長、委員を以て構成し中央委員會之を任免す

第十七條 中央委員會は組合の常務執行のため理事若干名を互選す

第十八條 理事會は組合長、副組合長、理事、主事、會計を以て構成し組合長之を招集す

第十九條 理事會は組合の事務を執行し中央委員會に責任を負ふものとする

但し理事會の採りたる緊急處置は次期中央委員會の承認を得るを要す

第二十條 理事會は組合決定事項を徹底せしむるため聯合會長會議を年一回以上招集し得るものとす

三、顧問

第二十一條 顧問は顧問會を構成し中央委員會の諮問に應じ又は組合各機關に意見を提出する事を得

第四章 本部役員

第二十二條 日本部に左の役員を置く

一、組合長 一名 二、副組合長 一名

三、中央委員 若干名 四、主事 一名

五、會計 一名 六、會計監査 若干名

第二十三條 組合長は本組合を代表し本組合を統轄す

第二十四條 副組合長は組合長を補佐し組合長事故ある場合に代る

第二十五條 主事は組合長を補佐し組合の常務を處理す

第二十六條 會計は組合の會計を處理す、會計監査は組合會計を監督す

第二十七條 役員任期は次期大會までとす

第五章 組織

一、支部

第二十八條 支部は町村若しくは部落を單位とし組合員十名以上を以て組織す

但し支部はその地域内に於て部落班を組織することを得

第二十九條 支部はその設立に當りては組合員名簿役員氏名及び支部規約に本部費一ヶ年分を添へ聯合會を経て本部に申込承認を得る事を要す

但し聯合會なき地域は本部に直接申込むものとす、支部規約は別に定むる支部規約準則に依ることを要す

第三十條 支部は必要に應じ所屬聯合會の承認を得て地區協議會を設くることを得

二、聯合會

第三十一條 同一府縣内に十箇以上の支部ある時は聯合會を組織することを要す

第三十二條 聯合會は所屬支部役員住所氏名及び事務所を本部に届出て其の承認を得ることを要す、聯合會規約は別に定むるところの聯合會規約準則による事を要す

第三十三條 近接府縣聯合會は相互の連絡のため本部の承認を経て地方協議會を置くことを得

第六章 會計

第三十四條 組合本部費は組合員一名に付き一ヶ年三十錢とする

第三十五條 組合費は支部又は聯合會之を取纏め本部に納入するものとす

第三十六條 聯合會費は聯合會、支部費は支部之を定む

第三十七條 中央委員は年額十二圓を組合維持費として本部

大日本農民組合府縣聯合會規約準則

第一章 名稱及位置

第一條 本會は大日本農民組合××府(縣)聯合會とす

第二條 本會は××府(縣)下に於ける大日本農民組合に加盟せる組合を以て組織し、事務所を××に置く

第二章 目的及事業

第三條 本會は加盟組合の利益を擁護し、組合の綱領、主張決議の貫徹を以て目的とす

第四條 本會は前條の目的を達するため左の部門を置き必要なる諸事業を行ふ

- 一、小作農民部 農地對策一般
 - 一、自作農民部 農地對策一般
 - 一、協同組合部 協同事業一般
 - 一、負債整理部 農村金融關係一般
 - 一、移民部 移民問題一般
 - 一、政治部 黨組合連絡情報調査一般
 - 一、組織宣傳部
 - 一、教育文化部
 - 一、法律部
 - 一、其の他必要なる部門(青年、婦人、少年等)
- 第三章 役員
- 第五條 本會に左の役員を置く
- 一、會長 一名 一、主事 一名 一、理事 若干名

に納入するものとす

前項の義務を三ヶ月に亘り履行せざる時は役員權を停止することあるべし

第三十八條 組合員は毎年十二月末日までに翌年度分の組合費を前納するを要す

第三十九條 組合の豫算及び決算は大會の承認を経るを要す

第四十條 會計年度は毎年一月一日より十二月末日までとす會計細則は別に之を定む

第七章 統制

第四十一條 組合員にして左の一に該當するものは除名又は役員權の停止をなす

一、規約に違反したるもの及び統制を亂したるもの

一、組合の面目を汚損したるもの

第四十二條 大會及び中央委員會は組合員を除名することを

得

第四十三條 支部又は聯合會は其の所屬する組合員にして第四十七條及び第四十八條に該當するものある時は中央委員會に對し除名申請を爲すことを得

第九章 附則

第四十四條 組合の綱領、規約は大會に於て出席代議員過半数の賛成あるに非ざれば變更することを得ず

一、評議員 若干名 一、會計 一名

第六條 會長は大會に於て選舉し本會を代表し大會及び理事會の決議に基き一切の會務を處理するものとす

第七條 主事は大會に於て選舉し會長を補佐し本會の常務を處理するものとす

第八條 評議員は大會に於て選舉し、評議員會は大會より次期大會までの決議機關にして大會に對しその責任を負ふものとす

第九條 理事は評議員會に於て互選し理事會は本會の常務執行機關とす

第十條 會計は大會に於て選舉し本會の會計を處理す

第十一條 會計監査は大會に於て選舉し本會の會計を監督す

第十二條 顧問は理事會に於て之を推薦し本會の諮問に應ず

第十三條 會長、主事、理事、評議員、會計、會計監査の任期は各一ケ年とす

第十四條 本會の機關を分ちて左の三種とす

一、大會 一、評議員會 一、理事會

第十五條 大會は本會の最高決議機關にして本會役員並に伏議員を以て構成し本會の重要な事項を協議決定するため毎年一回會長之を招集す

但し理事會に於て必要と認めたる場合は臨時大會を招集す

一、組合の體面を汚したる者

一、組合費を納付せざる者

第八章 附 則

第二十四條 本規約は大會の決議を経るに非ざれば變更することを得ず

備考 聯合會規約、支部規約は府縣聯合會の實情に即し適宜作成せらるゝも可。

大日本農民組合支部準則

第一條 本支部は大日本農民組合××縣聯合會××支部と稱し事務所を××縣××郡××村に置く

第二條 本支部は本部及聯合會の趣旨を奉じ組合員の利益の擁護伸張を期するを目的とす

第三條 支部に左の役員を置く

一、支部長 一名 一、書記 一名

一、會計 一名 一、幹事 若干名

第四條 支部役員は職務、權限、選出の方法は聯合會規約に準ず

第五條 支部は毎年一回總會を開き本部及び聯合會に關する事項、支部事務會計の報告及び役員の選舉を行ふ

但し必要ある場合は臨時總會を催すことを得

第六條 支部の費用は支部費による、支部費は一ケ年一人につき××錢とす

第七條 支部の豫算及び決算は總會の承認を経ることを要す

ることを得

第十六條 評議員會は大會に代る決議機關にして評議員及び本會役員を以て構成し本會の重要な事項を協議決定するため會長隨時之を招集す

第十七條 理事會は大會及び評議員會の決議執行機關にして會長、主事、會計、會計監査を以て構成し本會の常務を執行す

第十八條 大會代議員は本會加盟支部を以て選舉區とすその選出比率は別に之を定む

第十九條 本會の經費は組合費を以て之に充當す

但し不足を生じたる場合は臨時に之を徵收することを得

第二十條 組合費は一ケ年一組合員につき金×圓とす

第六章 加入及脱退

第二十一條 本組合に加入せんとする者は、所定の申込書に組合費一ケ年分を添へ、最寄支部へ申込むべし支部なき場合は本部に直接申込むべし

第二十二條 本會を脱退せんとする者は脱退申込書に理由書を添へ申出づべし

第七章 罰 則

第二十三條 組合員にして左の一に該當する者ある時は理事會の決議に依り除名又は役員權を停止す

一、組合規約に違反したる者

第八條 加入及脱退は、本部及聯合員の規約に準ず

第九條 罰則に關する事項は本部及聯合會規約に準ず

第十條 本規約に明文なきものは本部及聯合會規約に準ず

外總會の決議に俟つものとす

第十一條 本規約は總會に於て組合員三分の二以上賛成を得るに非れば變更することを得ず

第四號 大日本農民組合運動 方針に關する件

一、生産力の維持増進

日支事變も既に第二の段階に入り、蔣政權が長期抗戰を稱ふるまでもなく我等も亦之に對應する覺悟を持たねばならぬのである。即ち此の事變を通じ所期の目的である日滿支の共存共榮、東洋永遠の平和を建設するには單に軍需工業のみならず、どうしても農業生産力の維持増進を計らねばならぬのである。

翻つて過去に於ける戰時及戰後の農業生産状態を見るに、日清並に日露戰爭に於ても戰爭中は幸に豐作であつて戰後はそれ／＼一割内外の減收を來してゐるのである。日清、日露の兩役は幸に短期であつたから左様の減收ですんだであらうが、歐洲大戰の如く長期に亘ると其の減收率は甚だしいので

ある。例へば佛國の主要農産物の生産高が開戦後の第一年に戦前に比し十七%減じ、二年度に四一%、三年度には四二%五年度には五一%を減ずるに至つたのである。また獨逸に於ても開戦後初年度には一二%を減じ、三年度には三七%、五年度には四〇%を減じたのである。

本年は二ヶ年の豊作の後をうけ常識的にも減收を豫想せらるゝの時、多數の應召者と軍馬の徴發による勞働力の不足、自給肥料の缺乏等により一層減收を豫想せらるゝのである。併し食料品の不足を來す時は國民生活の不安を來すのみならず、軍の士氣にも重大なる關係のあるものであるから斷じて減收を來さぬ様努力すべきである、其に就てそれ／＼色々の方策を取らるゝであらうが、我が大日本農民組合員は次の五項目を實行し、綱領に示す如く勤農報國の誠を致すべきである。

(一) 農業技術の研究改善

先般來農林省に全國の農事試驗場長並に技術員會議が開催された時、昔の戰爭の後には常に減收を來したが、其は技術の進歩せざる時代であるから己むを得ないことである。併し今日の如く科學は進歩し、技術の發達したる時代には一割や二割の勞働力が不足しても減收をする様な心配はない、今日こそ技術報國をなすべき時である。』と叫ばれた。そうであるが、正に此の決心と覺悟が必要である。其處で技術改善の具體的方法として、我々は

營の上に於ても、亦生産力に於ても大なる關係があるのである、然るに五百萬戸の農家中一ヶ年の勞力を按配し一目瞭然としてゐる者は恐らく曉天の星の如く小數であらう。過小農經營に於て最も必要なることは一家の老幼男女を勞働に總動員する様仕事を按配することである。

(ロ) 多角的農業經營の奨励 前述の様に勞力按配の上より見るも多角的農業經營が必要であるが、其と共に現在の如き米麥中心に養蠶を配したる單純經營では、一度其の一つに不慮の災害を被る時、致命的打撃をうけ引いては負債の累積となり、農業經濟を破壊するものである、之に反し多角的經營を行ふ時は之等の弊を除き、現金收入少なき農家に月々收入を與へ、農業經營を圓滑ならしむるものである。

(ハ) 立體農業の經營 我國農業の根本的悩みとも云ふべきものは耕地の狭少なることである、之れは農村窮乏の必然的原因である。併し土地は引伸ばすことも二階三階にすることも出来ないが、作物により立體的に利用することである、米麥の平面的に比し果木の立體的な點である、又果木栽培は傾斜面をも利用出来るから、今まで打棄ておいた山腹畦畔をも利用し収益を上げることが出来るのである。例へば長野縣和村の胡桃栽培、森村の杏栽培の如きは其の一例であつて年々數萬圓の収益を上げてゐるのである。

(三) 地力の保持増進

農業は土地なくして全く出来ない、而して生産力の維持増

(イ) 品種の改良に依らんとする。例へば東北地方の如く常に冷害を被る處では耐寒品種を作り之を栽培することである。過般の大冷害の時ですら全く被害をうけない品種があつたのである。又生物の遺傳の途上に突然變異があり、例へば稻にしても穂の長い多くの粒をつけるものが一つの田の中に二つや三つがある。其を發見して固定し新種を作れば一割内外の増收易々たるものである。斯くして生産力の減退を防止するのみならず、却つて増進することも出来るのである。

(ロ) 栽培技術の改善である。例へば馬鈴薯の栽培にしても無頓着に放置するものと、適當に摘芽するものと、或はポールド液を數回撒布したるものと、然らざるものと、花蕾を除去したるものと、其儘に放置したるものと比較するならば、恐らく收穫量の差著しいものがあるであらう、手段方法に就ては各種の作物につき夫れ／＼異なるが、大に研究してやるならば、一割や二割の増收取へて困難ではないのである。

(ハ) 病虫害驅除の徹底である、日本の農業は虫と病氣に三分の一が荒されると云ふ程である。農民が此の事を認識し、驅除豫防に徹底したならば生産力の維持増進に効果あること火を見るより明かである。

(二) 農業經營の改善

(イ) 家族勞力總動員 我國の農業は所謂五反百姓であつて勞力集約の過小農經營である。だから勞力の利用如何は經

進を計るには何うしても地力の保持増進を計らねばならぬ、昔は土壤は死物と考へてゐたのであるが、併し今日ではホキツト博士の如く土壤が生物であると考へるに至つたのである、だから土壤の生理狀態を良くせねば良き收穫を上げるものではない、其のために

(イ) 各種の土地改良事業の勵行 が必要である。例へば水濕で土壤の呼吸困難なるものには排水を行ひ、或は乾燥に失して營養の補給悪しきものには灌溉を行ふの外客土法、燒土法等を／＼改良事業を行ふことである。

(ロ) 深耕と表土増加 地力保持増進に忘れてならぬことは表土を深くすることである。表土が深ければ深いだけ土中に植物の營養を保ち得るのである、其のために牛馬耕の勵行をすることである。

(ハ) 適當なる肥料の補給 日本の土地が表土が浅い上に數千百年の昔から耕作してゐるので適當なる肥料の補給をせねばならぬ。若し一ヶ年でも掠奪農業をするならば其だけ生産力が減退するのである。

(ニ) 耕耘除草の勵行 地力を無益に消耗せしむるものに雜草がある。除草は地力保持の一方法である。除草は小さい内にするが容易にして効果が多い。

(ホ) 耕地の災害防禦 耕地の災害防除には根本的に治水をなさねばならぬ、森林政策も伴はねばならぬ、其と共に局部的に河川の附近、斷崖附近の耕地には豫め斯る對策を講じ

ておくことが必要である。小破損も棄て、おくと大破損になるのである。今日は一畝一步の土地も潰滅せしめず生産を上げるべきである。

(四) 肥料の合理化

(イ) 輸入肥料減少に對する準備工作 爲替管理や國際收支の關係で輸入品がだん／＼減退する、硫酸並に加里、過燐酸石灰の原料たる燐鐵石も亦然りであらう、其の結果之等の肥料の輸入並に製産額減退すると見ねばならぬ、例へば過燐酸石灰が減少した時米糠を以つて補ひ、加里の減少した時草木灰を以つて補ふのみならず、多少三要素配合の率を變じ、最少限度に何處まで配合するか等今より準備工作が必要である。

(ロ) 自給肥料の増産 軍馬の徴發により自給肥料の減産してゐる處へ、前述の様に輸入肥料並に原料が減退する恐れがあるので、自給肥料の増産が一層痛感されるのである、綠肥作物の栽培を奨励すると共に、其の作物の種類により含有成分が異なるから、減退要素の何には其の綠肥作物が何程必要と云ふ様に研究對策を講じ農民を指導すべきである。

(五) 農民の智識向上

以上の様な生産力の維持増進に必要な事柄を實行するに當り、從來の様な無智では出来ない、同じ努力を使ひ、同じ費用を使ひながら智識の足らぬため收穫に非常な差違を來してゐるものがある、だから生産力の維持増進には農民の智識を

騰による餘儀なき肥料の節約を促し、生産力減退の危険を助長するものである。然るにそれが一般國民大衆にとつては、節約を許されぬ食糧の生産であるだけに農業生産の減退は極力これを阻止し、積極的に生産増大へ精進せしめなければならぬ。そのためには、農村購買力の維持増進をも圖るべき積極の方策が採用されなければならぬはいふまでもない。この農村購買力の増大こそはそのこと自らが、今後における物價對策の主要なる一目標であらねばならぬ。

かゝる農村必需品の昂騰傾向に對して、積極的に物價抑制政策が採用されることは絶對的に必要ではあるが、勤勞農民大衆自らが日常の經濟的活動の場面において、この擴大してゆく缺狀價格差から來る生活窮迫の問題に對してどうすればよいか？ 唯一つ殘された途は「負擔軽減」に向つて精力的に活動することである。戦時下における農村運動は、それ故に農業生産力維持増進のために、負擔軽減運動が積極化されねばならないのである。

(イ) 地租の軽減と戸數割の増徴をどうすればよいか？

わが國の農家は少いもので所得額の一割、多いものでは三割四割の租税を負擔してゐるのであるが、今次の事變の長期抗戰に應じて、さらに三億の増税が斷行された。窮迫せる地方財政建直しの聲はすでに數年來叫ばれて來たし、税制改革の斷行を見ないまでも、地方財政補給金一億圓は交付されてをり、十三年度は三千萬圓の増額を見るに至つたので、市町

向上發達せしむことが何より大切である、此のために我等は農民學校の實際に即したる農事講習を行ふと共に、試驗場の實地見學、現地講習等を行はねばならぬ。

二、農民生活安定のための諸活動

戦時下農村運動は、農業生産力の維持増進に重點が置かるべきであり、わが組合の日常活動の方針も、その線に沿ひ積極化すべきであることは、既述の通りであるが、さらにまた、農業生産力維持増進のための原動力たるべき農民の生活力の維持向上すなはち農民生活安定のために、積極的なる日常活動の展開を必要とするはいふまでもない。

東洋經濟新報社調査によると農村における缺狀價格差は農産品よりも農村必需品の騰貴率が遙かに大きいのであつて、そのために、農民生活は著しい窮迫の傾向にあるのである。

年次	農産品	農村必需品
大正一四年	一〇〇・〇	一〇〇・〇
昭和一一年六月	六五・二	六六・四
同 一二年一月	七〇・九	七三・三
同 四月	七一・四	七五・五
同 七月	七〇・一	七五・〇
同 十月	六八・一	七七・五
同 十三年一月	六九・一	八七・六

この缺狀價格差の擴大は事變に伴ふ努力の不足、肥料の昂村財政の困窮は相當緩和されてたと見る向もある。けれども果して、これが農民大衆にどんな影響を齎したであろうか？ いま、農林省調査を見ると

農家一戸當租税負擔累年表

租税項目	昭和七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
地租	二〇・九	二〇・六	二〇・四	一九・四	一九・九
所得税	一・八	二・〇	二・四	二・四	二・七
營業收益税	一・七	一・三	一・六	一・六	一・七
家屋税	四・七	四・九	四・〇	四・二	四・三
營業税	〇・六	〇・二	〇・三	〇・五	〇・九
雑種税	六・四	六・〇	六・七	六・三	七・〇
特別地稅	二・〇	二・二	二・二	二・一〇	二・一
戸數割	二・九	二・四	二・九	三・九	三・〇
反別割その他	〇・六	〇・六	〇・七	〇・三	〇・九
その他	〇・七	〇・三	〇・四	〇・五	〇・七
計	五〇・六	五二・五	五二・九	五三・〇	五六・八

すなはち、昭和六年の農村恐慌以來、農村負擔の軽減が要求され、「財政補給金」交付も見てゐるのであるが、却つて農家の負擔は五十圓六十八錢から五十六圓八錢と一割以上の増徴となつて現はれてゐるのである。しかも、地租は累年減少傾向を辿つてゐるのに、戸數割は二圓四十八錢も上昇してゐるのである。地方補給金によつて、もつとも利得してゐるのは地主であり、小作農の負擔はまた自作農にも比し軽減率が

少ないのである。いま、總所得に對する租稅負擔の割合累年狀況を%で示せば――

昭 和 七 年	自 作 農	小 作 農
八 年	一〇〇	一〇〇
九 年	八五	九〇
十 年	八七	一〇〇
	七三	九三

すなはち自作農の租稅負擔は約三割軽減されてゐるが、小作農は一割も軽減されてゐないこの負擔の不均衡に對して、吾々は最少限度の要求としても戸數割賦課額五十錢以下の者に對しては戸數割を免除すべきことを要求し、財政補給金交付による恩恵を少額戸數割納稅者たる小農にも徹底せしめるようにしなければならぬ。

(ロ) 公正なる小作料の決定基準と耕作權の確立

地主の負擔たるべき地租が、右のように軽減傾向にあるのは、昭和六年の地租條令廢止と共に課稅標準が、從來の地價から賃貸價格に改められたからであり、この土地の賃貸價格改訂が本年から實施されるのであるからそれがために地租は半減となる見込であり、非常に地主負擔は軽減されるのである。ところが小作料は事變の影響をうけ却つて引き上げられつゝあるのである。すなはち軍需關係工場、肥料工場等の増設、新設等による田畑の填減に伴ふ、小作農の土地争奪から來る小作料の吊上傾向の助成それである。だが、事變下に

道 府 縣	高 低 別	郡 市 町 村	小 作 權 價 格
北 海 道	高 地 方	兩 龍 郡 妹 背 牛 村	五〇
	低 地 方	空 知 郡 江 部 乙 村	八
宮 城	高 地 方	登 米 郡 上 沼 村	七〇
	低 地 方	伊 具 郡 角 田 町	一五
秋 田	高 地 方	南 秋 川 郡 一 日 市 町	一 二〇
	低 地 方	由 利 郡 子 吉 村	三〇
山 形	高 地 方	飽 海 郡 南 平 田 村	一 五〇
	低 地 方	東 村 山 郡 成 生 村	二〇
福 島	高 地 方	安 積 郡 豐 田 村	一〇
	低 地 方	伊 達 郡 大 枝 村	三
栃 木	高 地 方	那 賀 郡 湯 津 上 村	六〇
	低 地 方	同 郡 狩 野 村	四〇
新 潟	高 地 方	南 蒲 原 郡 井 栗 村	二〇〇
	低 地 方	西 蒲 原 郡 鯉 郷 村	一 二
富 山	高 地 方	東 礪 波 郡 青 島 村	四 五〇
	低 地 方	下 新 川 郡 愛 木 村	一〇〇
石 川	高 地 方	石 川 郡 笠 岡 村	一 五〇
	低 地 方	鹿 島 郡 鳥 屋 村	三〇

おける農村の中心問題は生産力の維持増進にある。して見れば生産力の維持を阻害するがごとき小作料引上げを目標む地主に對して、嚴にそれを戒ましめねばならぬ。七月から實施されるであろう農地調整法の運用については特に農地委員會を鞭撻して、農民が安んじて耕作に従事し得るよう、少くとも收穫中より飯米と肥料代及び農具費と負債利子を控除し、その殘額をして小作料の支拂に充當せしめるといふが如き、農民最低生活を保證を限度にして小作料納入額決定の基準とする建前を採らしめ、小作關係の調整に公正を期せしめねばならぬ。これなくしては、農地調整の完きを期し難い。また、吾々は耕作權の物權化を年來要求してきたが、今次農地調整法第八條によりて無登記小作の物權上の効力が認められるようになった。しかし、耕作權價格(作離料)に就いては、何らの規定が設けられてゐないのである。したがつて耕作權價格は勢ひ、當該地方における農民の力關係に委ねられ、小作人が政治的に無力な地方では、事實上耕作權が認められないといふ不合理な現象が表はれるであろう。それではいけないのであるから、吾々は耕作權の普遍的確立のために農地委員會を鞭撻する要がある。

いま、參考までに昭和十年における田の小作權價格について、野村岩夫小作官の調査より抄録すれば――

山 梨	長 野	岐 阜	靜 岡	京 都	大 阪	兵 庫	和 歌 山	鳥 取	岡 山
高 地 方	高 地 方	高 地 方	高 地 方	高 地 方	高 地 方	高 地 方	高 地 方	高 地 方	高 地 方
中 巨 摩 郡 一 帶	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 八〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	三〇
北 巨 摩 郡 及 西 八 代 郡	東 筑 摩 郡 波 多 村	揖 斐 郡 池 田 村	山 縣 郡 巖 美 村	富 士 郡 富 士 町	濱 名 郡 三 方 原 村	南 桑 田 郡 馬 路 村	同 郡 藤 田 野 村	泉 南 郡 佐 野 村	泉 南 郡 佐 野 村
一 〇	二 〇	一 〇〇	三〇	一 〇〇	七 五〇	一 〇〇	三〇	二 〇〇	

香川	香川	
	高キ地方	低キ地方
三豊郡常勢村	五〇〇	二〇〇
大川郡長尾町	二〇〇	二〇〇
高キ地方	四〇〇	二五〇
低キ地方	二五〇	三〇〇
香川	二五〇	三〇〇

(ハ) 土地國有制の確立と農地の部落組合管理

わが國の耕地面積は田三百二十一萬七千町歩、畑二百八十八萬八千町歩、計六百八萬五千町歩で、日本總面積の一割五分七厘である。ところが、昭和七年來一毛作田は逐年減退傾向を示し、一、九二七千町歩から一、八七三町歩に減少し、田全體としては昭和八年三百二十二萬五千町歩を最高として、十一年には三百二十一萬七千町歩に減退してゐるのである。さらに、これを自小作別に見れば、自作地は昭和八年三百十八萬五千町歩であつたが、十一年には三百二十五萬三千町歩に増加してをり、小作地は昭和八年二百八十四萬三千町歩から十一年には二百八十三萬二千町歩に減少してゐるのである。ところが、農家戸數はそれに反して昭和七年の五百六十四萬二千戸を最高としてわが國農家の絶對的減少を示し、昭和十一年には農家戸數五百五十九萬七千戸となつた。そして自作農は昭和六年の百七十五萬六千戸を最高として、十一

年には七百十三萬一千戸に減少し、それに反し小作農は漸増を示し、昭和七年百四十九萬八千戸であつたが、十一年には百五十一萬七千戸に増加してゐるのである。小作地が減少してゐるに拘らず小作農家が增加してゐることは農地の零細化であり、農民の零落化である。吾々は長期抗戰に備え、農業生産力維持増進のために、かゝる耕地配分の不合理は是正しなければならぬ。それについてはいふまでもなく、根本的には土地國有を斷行し農地の國家管理を行ふべきである。けれども、いま、直ちに土地の國有を斷行することは、いたづらに社會的動搖を生ずることを憂ふるが故に、土地國有への實質的效果を擧げる意味において『土地の民有公營』を具體化した土地所有權はそのまゝにして置いて、土地の使用收益權を部落に移し、農業生産の協同組合化の方向へ誘導し、農業生産の合理化を行ひ農業の技術的社會關係の集團化の基礎を築かねばならぬ。

(二) 農村金融の改善と農家負債の整理

農山漁村に於ける負債は、昭和十年八月末現在の大地主、大林業家、大漁業家等を除いた所謂小産者負債總額は四十億九千百萬圓であつて、その借入先別は――

借入先	總額に對する割合	負債額
銀行	約二割七分	約十一億圓

産業組合	約七億圓
額母子講	約七億圓
個人	約十三億圓
其他	約三億圓

利率別負債額	總額に對する割合	負債額
年利一割未満	約六割三分	約二十六億圓
年利一割以上	約三割	約十二億圓
年利一割五分以上	約七分	約三億圓

この四十億乃至五十億の農山漁村の小産者の負債が、いづれも生産力發展のためになされた生産資金であるかといへば、そうではない。もし、然うであるならばその解決の途は至難ではないが、しかし、農山漁村の負債の約五二%は非生産的な生活困難から生じた消費的負債である。こゝに負債が農山漁村問題の痛たる所以がある。しかも、勸銀、農工、北海道拓殖銀行等の金利は、一般商業銀行のそれに比して低いのであるが、農村金融の中心となつてゐる産業組合は一般銀行よりは高く、無盡、額母子講になれば、なほ高く、個人貸は所謂高利貸である。かように、農村が高金利によらねばならぬところに問題の禍根がある。

ところで勸銀、農工、北海道拓殖銀行等は農村の特殊銀行

であるけれども、不動産擔保の金融を鐵則としてゐるので、農民大衆の大部分が不動産を所有し得ざる状態にある今日では全く、農村金融機關たる特殊の機能を喪失してゐるといふも過言でない。したがつて産業組合――信用組合――は預金を通じて小農に結び付、貸付を通じて地主に結び付いてゐるので、これも中農以下の大衆にとつては信用組合すら農村金融としては役立たないまでになつてゐる。このことは、信用組合の高利貸資本化の傾向を示すもので同じ信組の金利が關西の商業的農業には低く、東北の消費的農業に高い事情がその間の事情をよく物語つてゐるのである。

こゝにおいてか、中農以下の農村大衆は勢ひ特約取引を通じて、都市資本家の出來高拂請負労働者化の隸屬的地位に甘んじて、生産資金の金融をうけ、益々苦境に陥つてゐる。その舉句は射倂心を煽りながら小農の相互隣保的金融としての無盡額母子の競争入札に狂奔するに至り農村金融は、ますます混迷に陥りつゝあるのである。

轉換期日本の農村において必要とするのは、不動産擔保の金融機關ではない。生産物見返擔保の農民金融機關の創設である。生産物見返擔保の金融制度に對し、農産物損害保險が完備してゐたならば、決して金融上に支障は起らないのである。土地を失へる農民大衆にとつて必要なのは、損害保險をバックにこの生産物見返擔保の農民金融機關の創設である。さらに現實の直接的な問題としては、負債整理組合運動と

部落の更生計畫運動との併行的な積極化である。すなはち負債條件緩和のために負債整理資金は更生計畫事業の利益金を以て返済する方法を採用し、他方には更生計畫事業を以て漸次、主穀農業をば有畜農業へと轉換し農村工業化の方向へ導き、さらにまた、無盡頼母子講を新らしき金融機關へと乗返へて負債整理をなさしむるよう、負債整理組合による頼母子講の整理をも、指導するようにならねばならぬ。

(木) 副業奨励と農村工業化の促進

農村工業化の方向については二つの途がある。一つは農産品を加工するための副業の機械化による農村工場の建設であり、他の一つは、礦物を原料とする所謂資本家的工場の地方分散化による農村工業化である。前者に對しては、農村は積極的に計畫を進めなければならぬが、後者は資本家が自己の工場を低賃銀を目標に地方分散化せしめて、ソシアル・ダンピングの基礎を築くものである。

だが、農村工業をば淺薄な公式的見解のみで見ればならぬ。いま、わが國は長期抗戰に備ふべく、重工業中心の戰時體制の完成を急いでゐるのであるから、吾々は日本の全産業がいかなる方向といかなる段階に進みつゝあるかを見極め、その上から内地農業政策を滿支全産業經濟に關聯せしめて認識しなければならぬ時代に當面してゐるのである。

したがつて、地方の有力者が自己の土地賣却の手段として情實によつて工場を誘致し、資本家が單なる農村の低賃銀

を目標とした農村工場の建設は、もう時代の要求に對應したものでないから反對すべきであるが、それに反して立地集結——シユタンドオルツゲブンデンハイト——すなはち國土綜合計畫に基く適地適業主義による立地條件から、重工業地帯輕工業地帯、化學工業地帯、機械工業地帯として研究調査の上に實施さるゝ工業の地方分散化には、吾々は進んで協力しそれによつて農村の相對的過剩人口の解決と、勞働條件の確定による農村生活水準の向上を計らなければならぬのである。

曾て、後藤新平伯は『日本の農業の發達せざるは、工業的農業化の研究幼稚なるがためである』と指摘し、臺灣民政長官時代には臺灣の砂糖業を、南滿鐵總裁時代には大豆加工工業を奨励して臺灣の製糖、滿洲の大豆加工の基礎を築いたといはれてゐる。要は農業と工業の握手結合による工業的農業の計畫化がなされなければならぬのである。

然るにわが國の農村副業は藁細工、麥桿細工、蘭草製品、竹細工、木炭、和紙、眞綿製造等に限られ、その生産年額は昭和七年度においては六千七百九十七萬圓であつたが、同一年には一億六百五十萬圓に達してゐるのである。

主なる副業製品

藁製品	千圓	昭和七年	千圓
麥桿製品	千圓	昭和十一年	千圓
	二七、〇八二		四四、二九九
	一、三〇九		一、四一九

表 農産品及花菓

蔗	一〇、一一五	一四、七〇五
蔗莖及花菓	四、九七七	九、二二三
杞柳製品	二、七八八	三、六五七
切干大根	一、〇九四	一、七七六
甘藷切干	二、四九〇	二、八三〇
干柿	一、九二四	二、〇七七
干梨	三、八八三	九、七一二
干梨製品	九、八四〇	一一、二九七
干梨	二、四七六	五、五〇四
計	六七、九七八	一〇六、四九九

以上は大正十四年五月農林省令十二號副業奨励規則に基く指定事業の主なるものであるが、さらにそれを前進せしめる必要がある。すなはち農村工業化の基本たるべき農村電力使用量は昭和元年に四三、二五七キロワットであつたが、昭和十年には一〇四、五四四キロワットと約二倍半に増大し、農業用動力機も十四萬三千八百六十七臺、三十七萬九千五百七十七馬力を數ふに至り、副業の機械化の途は拓けたのである。故に農産品畜産品の罐詰工業なり、農産品化學工業が新設されなければならぬであらう。それがためには、吾々は農村協同組合工場建設の理想よりして、現行の産業組合法を新時代の要求に即したように改正すべきことを主張しなければならぬ。

かくして農村へ小機械産業を導入し、(イ)農閑期の餘剩勞力を利用し、(ロ)農村勞働賃銀引上げに拍車し、(ハ)農家現

金収入の途を拓き、(ニ)農村工業勞働條件の改善に伴ふ(ホ)農村社會政策の徹底を促進せしめ、(ヘ)農村購買力を増大せしめて戰時農業生産力の維持増進に貢獻しなければならぬ。

さらにまは吾々は、農村副業の機械化、さらに工業的農業の促進を強調しつゝ、當該部落の青年團或は産青聯等の優秀なる青年指導者達と連絡をとり、これらの篤農的な優秀青年による明日の新農村建設に向つて部落活動においてそれらの青年の集團をリードするやうに、精進し努力する必要がある。

(ハ) 農村新生活運動の提唱

戰時下における農村問題の積極面が農業生産力の維持増進にあるとすれば、またその消極面は「消費の合理化」であり、「農村家庭生活の合理化」でなければならぬ。

消費の合理化としては、まづ第一に考へねばならぬことは化學肥料の昂騰に基く施肥の合理化である。これは農會との緊密なる活動と連絡による土壤の科學的調査と施肥の應用であるが、そののみでなく、肥料、農具、雜貨の共同購入等の計畫を徹底する必要がある。また、家庭生活の合理化としては、醫療衛生の完備を伴ふ農村社會施設の徹底を前提として農村住宅の改善、農村料理の科學的營養研究とその配給、娯樂設備の徹底等を行ひ、國民體位の低下が農村において甚しいといはれるところの悪い印象を除去しなければならぬ。そ

して質實剛健の氣風を養ひ、内地農業と滿支農業の關聯性を常に意識するところの氣宇雄大な農村青年の意識の發揚に努力しなければならぬ。

三、農村における建設的主張

A 総合的國營農業保險法の充實

第七十三議會で「農業保險法」が實施されることとなつたが、この制度は農業經營費中の現金支出を保險の對象としたものであるから、地主の小作料保險たるにすぎない。それといふのも、小農經濟を土臺とした相互共濟制の形態で保險制度を樹立しようとするからである。アメリカの如き資本主義的な大農經營が支配的であるところでは、相互保險制で、全收穫の損害を十分に補填し得るが、わが國のように小農經濟の農業經營下では、どうしても社會保險的性質を加味した國營農業綜合保險でなければ、日本の農業經濟を健全ならしむることはできない。故に、農業經營上の損失のみならず、一たび災害に襲はれると生活に窮するのであるから、農民生活をも保障し得るところの、農民保險國營を要求するものである。

B 肥料の國營

最近一ケ年の肥料の動向を見るに、硫安は重要肥料業統制法及び臨時肥料配給統制法等の實施により曲りなりにも、一器は公定價格を二割以上も上廻つて問題を起したとはいへ、

他の化學肥料のごとき暴騰は見なかつたのである。すなはち

肥料名	昭和十二年 四月十二日	昭和十三年 四月十一日
硫安 (十貫)	三・五二	三・八四
智利硝石 (一噸)	八九・五〇	一一〇・〇〇
過磷酸 (一噸)	一・四〇	二・〇五
獨逸硫酸加里 (一噸)	一四七・〇〇	一六八・〇〇
石灰窒素 (二袋)	一・七二	一・九五
豆粕(滿洲物) (一枚)	二・六二	二・四一

。東京卸賣相場による。

すなはち硫安は九分の値上りにすぎぬが、過磷酸は四割六分の暴騰を示し、石灰窒素は一割三分の暴騰である。硫安が今日一應、日本硫安會社に統一を見るに至つたのであるから他の化學肥料を無統制な状態に置くこと自らが肥料政策上大なる矛盾といはなければならぬ。吾々は、完全なる農業國策樹立の見地よりして、次のごとき内容を有する肥料國營を主張するものである。

肥料專賣制要綱

- 一、專賣の目的
 - (イ) 農業經營の合理化のために、農民大衆に廉價なる肥料を供給し、且つ化學肥料工業の健全なる發達を期するにある。
 - (ロ) 財政上では非收益主義
- 二、專賣の範圍

(イ) 硫安、石灰窒素、過磷酸石灰、硫酸加里、大豆粕及魚肥とす、

(ロ) 硫安、加里鹽及び大豆粕、その他肥料原料の移出入並に輸出入は政府の專賣權に屬す。

三、專賣の方法

(イ) 肥料年度の肥料製造量は農家實需高を基本とし、それに化學工業原料としての年度内必要量を加へたものを、以て、肥料製造額の絶對量とす。

(ロ) 肥料製造量の決定並に販賣價格の決定等を管理指導する機關として肥料管理委員會を設置す。

(ハ) 肥料販賣價格は政府においてこれを決定す。

(ニ) 肥料の販賣は肥料販賣組合を通じて之れを行ふ。

C 米穀の專賣制と戰時食糧統制の確立

本年三月一日現在、在米高は四千六百二十九萬三千餘石であつて、昨年十一月一日より本年二月末日までの米消費高は三千三百四十四萬九千餘石で、過去における最高だといはれた前年同期に比し、十八萬一千六十六石増である。これは事變關係の影響に基づくものと見なければならぬが、同期における月平均消費額は八百三十六萬二千餘石である。然るに、本年三月以降端境期の消費見込額は政府の發表によれば四百六十五萬石あり、これを月平均に見ればその平均消費高は五百七十五萬石であつて、その一ヶ月消費差額二百六十一萬石の差を見るのであり、米穀年度の最初の四ヶ月間には食糧以外に

米が酒の醸造用に供されること等を考慮に入るとしても、また、三月以降端境期までの初秋の候になれば、新米の早出廻りを考慮に入るとしても、月平均五百七十萬石は少きに失する嫌らひがある。したがつて、一千十三萬石の持越高は現實にはもつと少くなるであらうことが察せられる。して見れば米價の將來はいまだ樂觀は許されず、米作農民も一般消費者と同様に高米價を覺悟しなければならぬ。これといふのも、國策的な綜合的米作計畫がないからである。

戰時下の食糧統制の見地よりするも、將事の米穀供給不足が左の如くに相當額豫想されるので、この際、朝鮮、臺灣、滿洲、内地をも一貫した米穀の自給自足の一大計畫を必要とする。いま、試みに東亞經濟調查局の豫想によれば次の如くである。

年	米生産額 千石	消費額 千石	不足額 千石
昭和一〇年	八八、一二八	九六、五五九	八、三四一
同 一五年	九四、一三七	一〇四、三三一	一〇、一九四
同 二〇年	一〇〇、三五八	一一二、六二三	一二、二六四

こゝにおいてか、吾々は、朝鮮、臺灣、滿洲、内地を貫く米穀の生産統制を確立し、且つ配給計畫の軍事的統一を行ひ戰時下食糧統制を完成するために、次の如き「米穀專賣制」の實施を主張するのである。

米穀の專賣制要綱

- 一、專賣の目的

イ、米作農民の収益を確保し、消費者大衆に廉價な食料を供給し以て國民生活の安定を期す
 ロ、財政上では非收益主義をとる

二、專賣の範圍
 イ、農家自家用米たるを何たるを問はず、すべての米穀は政府の專賣とす
 ロ、植民地及外國米の移入、並に輸入内地米の移輸出は政府の專賣權に屬す

三、專賣の方法
 イ、各部落毎に米穀生産組合を組織し、これを通じて出納せしむ
 ロ、米穀收購價格は當該地方の生産價格による

ハ、米穀の販賣價格は國民大衆の生活費を基準とし、販賣價格はたとへ收購價格以下であつても賣却すること、これが價格決定は政府に於いてこれを行ふ
 ニ、專賣の米穀の賣却は、米穀販賣組合を通じてなさしむ
 ホ、米穀取引所は廢止す

四、專賣の機關
 イ、中央に米穀中央專賣局を設け、各府縣に米穀地方專賣局を設け、米穀專賣事務を統轄處理せしむ
 ロ、其他必要な個所に米穀地方專賣局出張所を設く

五、會計
 特別會計を設く

内地の遅れた半封建的米作農業の改革を行はなければ、北滿・鮮・内地を貫く、立地米作計畫の全きは期し難いのであるし、北支を無視して棉花計畫は考へられない。また畜産資源の確保については滿・蒙を度外視するわけにはゆかない、かように今ではわが國の農業問題は日・滿・蒙・支・臺・鮮の有機的結合の上に考へ且つ立案されなければならないのである。こゝにおいてか必然に要求されてくるのは、これらの極東諸國の総合的計畫樹立の國際機關の設置についてである。吾々は、かゝる意味で『極東經濟會議』を提唱せんとするものである。

この會議は、單なる政府の機關ではなく、政府の機關たるとともに、各國民の職能代表の國際的機關でなければならぬ。労働政策のために労働者が参加すれば、農業政策は農民代表参加によつて議せられるの建前を絕對的に取る必要がある。そして、この『極東經濟會議』が、單なる協議機關に止るのではなく、極東經濟プロック完成のための計畫局であり、監督局たるの性能を具備するものでなければならぬ。この強力なる機關の運用にこそ、わが日本民族の歴史的な世界史的使命の重大性があるわけである。

吾々は極東經濟プロック完成のために、以上のごとき機關の設置を提唱するものであるが、當面の直接的な問題としては、國策移民計畫の完成のために、積極的に協力することであり、そのために、わが組合の移民部では對外特別機關とし

六、專賣制に伴ふ損害
 損害に對して賠償金を交付す
 D 土地の國有

土地國有は吾々の最後の目標であるが、その前提としての耕地の民有公營の斷行を期し、農業生産力の確保が絕對に必要である。

土地の民有國營の大綱
 (イ) 部落に農地管理組合を組織せしめる。
 (ロ) 農地管理組合が小作關係の集團的調整を行ふこと
 (ハ) 可能なる部面よりの機械利用を促進し、部落生産協同組合の結成による耕作技術の改善を圖らしむること

(ニ) 部落生産協同組合と農地管理組合を通じて、農村の技術的社會關係の集團化を日常生活を通じて訓練し習熟せしめて、漸次土地國有へ發展せしめること。

四、日滿支綜合的農業國策と
 大日本農民組合の役割

(イ) 極東經濟會議の提唱
 いま、わが國の農村問題は前述の如く、滿洲國をはじめ朝鮮・臺灣等の植民地の側から見直さねばならぬ時期に置かれてゐる。まづ、吾々はそれをわが國の食糧統制について考へて見るに米の自給自足を達成しようとするためには、米が資本主義的經營によつて安く生産されてゐる朝鮮・臺灣を主に

て、『國策移民後援會』を組織して、移民地の文化的向上に資せんとするものである。
 (ロ) 分村計畫と國策移民の積極化
 昭和十一年七月、拓務省では『二十ヶ年百萬戶移民計畫』を發表し、すでに、第一期計畫初年度(昭和十二年度)第六次移民先遣隊一千名は現地訓練を終り、虎林線地區、龍爪線地區湯原地區、海倫及通北地區に入植し、昭和十三年度には第七次先遣隊一千餘名が哈爾濱訓練所、向陽山訓練所既設移住地の訓練所で訓練を受けてゐる。政府の計畫は次の如くである。

年次	農業集團移民	自由移民	計
昭和十二年度	五、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇
昭和十三年度	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一五、〇〇〇
昭和十四年度	一五、〇〇〇	六、〇〇〇	二一、〇〇〇
昭和十五年度	二〇、〇〇〇	八、〇〇〇	二八、〇〇〇
昭和十六年度	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
計	七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

この計畫は、現在滿洲の人口は約三千萬であるが、二十年後には五千萬人に増加するものと推定し、その際日本人は少くとも一割の五百萬人は滿洲國に居らねばならぬとの見地から進められてゐるものであるが、しかし、これをわが國農村の實情からすれば、一男三男對策と共に農林省調査による『相當生活を維持するに必要な耕地面積』を、全農家に保證す

るとすれば、現在の五百六十萬戸の農家のうちから百八十萬戸移住せしめなければならぬこととなるのである。この三割五分の農家を滿洲へ移住せしめるところに、分村計畫の重大性があるわけである、この内地の農家に『相當生活を維持するために必要な耕地面積』を保證するためには、拓務省の現在計畫してゐる百萬戸移民計畫もなほ小なりと云はざるを得ない。

ところがこの大計畫の上に立つて、分村計畫を考へる場合農地制度の改革を必要とするのである。現在の農地制度のまゝでは、土地の支配權が地主にあるので、分村計畫により、當該部落から多數の移住者が渡滿しても、耕地の公平なる配分は期し難いのである。故に吾々は、分村計畫の獎勵と同時に、『農地の『民有公營』を斷行し、當該部落の農地は部落で管理し、農地の公平なる利用を期せねばならぬことを強調するものである。かくて、はじめて、集團移民計畫の國策的意義を宣明し得るに至るであらう。

なほ、參考までに、農林省調査にかゝる『相當生活を維持するに必要な耕地面積』と現在の農家の耕地面積とを對比すれば左の如くである。

地方別	一戸當農家標準耕地面積	一戸當農家現在の耕地面積	標準耕地面積以下の農家戸數割合
東北平均	二・三	一・四	八六・三
關東平均	一・八	一・〇	八一・三

可を受くるものとす。

三、農地の土壤肥沃の確保のために、水利統制の權限、河川改修並に植林計畫、築堤、溜池の設置および耕地並に耕地の擴張等農地行政の一切を農地管理局に統一せしむ。

理由

戦時下における農業生産力の維持増進は、農林省指導の下に獎勵されてゐるが、農地の総合的統一的行政管理機關がないために、軍需工場の増設または新設のために良田が壞廢され、それがために農業生産力の増進が阻止されつゝあるといふ矛盾が曝露されてゐる。これ一に土地私有に基く弊害の現はれである。されば、戦時下農業生産力確保の見地よりして、土地の私有權は現行法のまゝとして、土地使用收益權は部落の組合管理に移し、農地の民有公營となし、他方、農地の改廢分合の一切の權限を、國土の立地計畫の見地よりして中央の農地管理局に歸屬せしむべきである。

なほ、また、築堤、河川改修、溜池の設置等に關しても、これを農地管理局に統一せしめ、土壤肥沃の確保、土地風化の防止、水利統制等の農地行政を総合的に一元化せしめ、以て農地自らの生産力の確保を期することが、戦時農村政策の根幹なりと信ず。以上が、農地保護法制定を主張する理由の大要である。

北陸平均	東山平均	東海平均	近畿平均	中國平均	四國平均	九州平均	北海道
一・八	一・二	一・三	一・三	一・四	一・二	一・五	六・五
一・一	八	八	七	八	七	一・〇	四・七
八四・五	八二・二	七九・九	八六・八	八六・五	八五・一	八一・六	

備考 現實の農家一戸當耕地面積は昭和十年農業統計による。

第五號 農地保護法制定に關する件

正文

戦時下における農業生産力維持増進のための根本的方策の確立のために、左の如き内容を有する農地保護法の制定を要求するものである。

農地保護法大綱

- 一、全國の農地を民有公營となし、農地の所有權はそのまゝとし、農地の使用收益權は部落の農地管理組合に歸屬せしめ中央に農地管理局を創設し、監督指導に當らしむ
- 二、農地保護のために、工場を増設乃至新設その他農業以外の目的を以て農地を壞廢する場合には、農地管理局の許

第六號 米穀検査の統一改正に關する件

米穀検査國營の問題は、一時その實現近きを思はしめたが最近政府はこの問題について熱意を失つた如くである。しかしながら現在の如く、各府縣別に不統一に行はれてゐる結果それ〴〵産米の聲價を高めんとして、検査は年々嚴重となり生産者の負擔を増加せしむるのみならず、小作料の實質的値上となり、往々地主小作間に紛議の種を蒔きつゝある。

我等は國營による検査の統一を要求するとともに、検査に伴ふ地主小作間の負擔の變化を是正し、以つて銃後農村の紛議防止を圖るべきである。

- 一、米穀國營検査の即時實施
- 二、重量制(六十キロ)の採用
- 三、検査標準公定委員會を設け、生産農民代表を参加せしむること。
- 四、國營實施とともに米穀検査實施當初(最近實施せる府縣においては實施十年前)に比較して増加せる重量並に産米改良に要せる諸負擔を小作料より軽減する原則のもとに全國的小作料の改訂を行ふ
- 五、右改訂を行ふため各町村毎に小作料改訂委員會を設け、

地主小作各同数の委員を参加せしむ。
六、右改訂委員会は將來にわたつてこれを存置し、必要に應じて小作料の改訂を行ふものとす。

第七號 農地調整法運用に關する件

主 文

第七十三議會を通過したる農地調整法は、來る七月一日頃を以て實施されるであらう故に、本組合においては、特別委員會を設け、これが運用に關し研究調査をなし、戰時農村對策の充實に資せんとす。

理 由

(省略)

參考資料(昭和十三年四月二日)

農地調整法

第一條 本法ハ互譲相助ノ精神ニ則リ農地ノ所有者及耕作ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ圖リ以テ農村ノ經濟更生及農村平和ノ保持ヲ期スル爲メ農地關作ノ調整ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 本法ニ於テ農地トハ耕作ヲ目的トスル土地ヲ謂フ

第三條 農地ノ所有者又ハ耕作者ハ兵役其ノ他命令ヲ以テ定

ムル事由ニ因リテ農地ヲ自ら耕作シ又ハ管理スルコト能ハザルトキハ市町村其ノ他産業組合、農會、農事實行組合ニ農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申出アリタル場合ニ於テハ同項ノ團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ管理又ハ買取ヲ爲スコトヲ得

第四條 道府縣、市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル團體ガ農村ノ經濟更生ノ爲メ命令ノ定ムル所ニ依リ自作農創設維持ニ要スル土地ヲ取得シ又ハ使用スルノ必要アルトキハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ土地ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ對シ土地ノ讓渡又ハ使用收益ノ權利ノ設定若ハ讓渡ニ關スル協議ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ團體ガ未墾地ヲ開發シテ同項ノ事業ヲ行ハントスル場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ協議調ハザルトキハ開發セントスル未墾地其ノ他其ノ開發ニ必要ナル土地又ハ其ノ使用收益ノ權利ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ヲ適用ス

第五條 行政官廳農村ノ經濟更生ノ爲メ必要アリト認ムルトキハ農地ノ所有者ヲシテ農地處分ニ當リ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ市町村農地委員會ニ其ノ旨ヲ通知セシムルコトヲ得

第六條 命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ノ所有者ハ命令ノ定ムル場合ヲ除クノ外行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ自作地ノ

讓渡若ハ貸付ヲ爲シ又ハ之ニ付物權ヲ設定スルコトヲ得ズ

第七條 前條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ前條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地タルコトヲ以テ第三

者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依リ登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 農地ノ賃貸借ハ其ノ登記ナキモ農地ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ農地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ效力ヲ生ズ

民法第五百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ登記セザル賃貸ノ目的タル農地ヲ賣買ノ目的物ナル場合ニ之ヲ準用ス

民法第五百三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 農地ノ賃貸人ハ賃借人ガ宥恕スベキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ滞納スル等信義ニ反シタル行爲ナキ限り賃貸借ノ解約ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ土地使用ノ目的ノ變更又ハ賃貸人ノ自作ヲ相當トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

當事者ガ農地ノ賃貸借ノ期間ヲ定メタルトキハ當事者ガ期間滿了前六月乃至一年內ニ相手方ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ヲ爲サザルトキハ從前ノ賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲ爲

シタルモノト看做ス但シ賃借人ノ疾病ニ因リテ自ら耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃貸借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

農地ノ賃貸借ノ當事者賃貸借ノ解約ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒マントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第二項並ニ民法第六百十七條及第六百十八條ノ規定ニ異ル小作條件ニシテ賃借人ニ不利ナルモノハ之ヲ定メザルモノト看做ス

第十條 小作關係ノ爭議ニ付公益上必要アリト認ムルトキハ小作官ハ小作調停法ニ依リ調停ノ申出ヲ爲スコトヲ得

小作關係ノ爭議ニ付訴訟ガ繫屬スルトキハ受訴裁判所ハ職權ヲ以テ小作官ノ意見ヲ聽キ事件ヲ小作調停法ニ依リ調停ニ付スルコトヲ得

第十一條 小作調停法ニ依リ調停ノ爲メ必要ナリト認ムルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ小作官ノ意見ヲ聽キ調停前ノ措置トシテ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ裁判ハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

第一項ノ規定ニ依リ裁判ニ違反シタル者ハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ニ於テ五百圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

非訟事件手續法第二百七條及第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第十二條 小作調停法ニ依ル調停委員會ニ於テ調停成ラザル場合ニ裁判所相當ト認ムルトキハ職權ヲ以テ小作官及調停委員ノ意見ヲ聽キ當事者雙方ノ利益ヲ衡平ニ考慮シ一切ノ事情ヲ斟酌シテ調停ニ代ヘ小作關係ノ存續小作條件ノ變更其ノ他爭議ノ解決上必要ナル裁判ヲ爲スコトヲ得此ノ裁判ニ於テハ小作料ノ支拂、小作地ノ引渡、其ノ他財産上ノ給付ヲ命ズルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル裁判ニ之ヲ準用ス
第一項ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス
前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス
第一項ノ規定ニ依ル裁判確定シタルトキハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第十三條 小作關係ノ爭議ヲ除クノ外相隣關係其ノ他農地ノ利用關係ニ付爭議ヲ生ジタルトキハ當事者ハ裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ小作調停法及第十四條乃至前條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 裁判所第十二條又ハ前條ノ規定ニ依リ小作關係ノ存續小作條件ノ變更其ノ他爭議ノ解決上必要ナル裁判ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ市町村農地委員會又ハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ得

第十五條 自作農創設維持、小作關係ノ調整、農地ノ交換分合其ノ他農地ニ關スル事項ヲ處理スル爲メ市町村ニ市町村農

地委員會ヲ、道府縣ニ道府縣農地委員會ヲ置クコトヲ得
市町村農地委員會及道府縣農地委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 左ニ掲グル不動産ノ取得ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ
一 第三條又ハ第四條ノ團體ガ第三條又ハ第四條ノ事業ノ爲ニスル土地ノ取得
二 第四條又ハ第六條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地ノ取得
三 第四條又ハ第六條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者ガ其ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル事業者ノ土地ノ取得

第十條 本法ニ於テ町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズルモノトス

第十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十九條 命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ本法施行前ニ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ得

第六條、第七條第二項及第三項並ニ第十六條第二號及第三號ノ規定ハ前項ノ自作地ニ關シ之ヲ準用ス
第二十條 第八條及第九條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ存スル

農地ノ賃貸借ニモ亦之ヲ適用ス但シ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃貸借ニシテ本法施行後一年內ニ其ノ期間滿了スベキモノニ付當事者ガ其ノ期間滿了前一年內ニ相手方ニ對シテ爲シタル更新拒絕ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ハ第九條第二項ノ期間內ニ爲サザルモノト雖モ之ヲ同條同項ノ期間內ニ爲シタルモノト看做ス

第二十一條 第十條第二項及第十一條乃至第十四條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ繫屬スル小作關係其ノ他農地ノ利用關係ニ關スル訴訟事件又ハ調停事件ニモ亦之ヲ適用ス

第二十二條 登録稅法第十九條但書中「第八號、第九號」ヲ「第八號乃至第九號ノ四」ニ改ム

同法同條第八號中「自作農ノ創設維持又ハ」及「北海道府縣市町村、産業組合、産業組合聯合會」ヲ削リ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

八ノ二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記
同法同條第九號ヲ左ノ如ク改ム

九 農地調整法第三條若ハ第四條ノ團體又ハ第六條若ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者ニ對シ同法第三條、第四條、第六條又ハ第十九條ノ事業ニ要スル資金ノ貸付ヲ爲ス者カ其ノ貸付ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記
九ノ二 農地調整法第三條又ハ第四條ノ團體カ同法第三條又ハ第四條ノ事業ノ爲ニスル土地ノ權利ノ取得ノ登

九ノ三 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者カ自作農創設維持ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

九ノ四 農地調整法第七條又ハ第十九條ノ規定ニ依ル登記
同法同條第十二號ヲ左ノ如ク改ム

十二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者カ其ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル事業者ノ土地所有權ノ取得ノ登記

命令事項
第三條ノ命令事項
一、團體ノ指定ニ關スル事項
農會、産業組合及農事實行組合ヲ指定スル見込
二、命令ヲ以テ定ムル事由ノ指定ニ關スル事項
軍馬ノ徵發、軍需工業ニ勤務スル等ノ特別ノ事由ヲ指定スル見込

三、第二項ノ命令事項
市町村農地委員會ノ審議ヲ經テ規程ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クルモノトスル等管理及買取ノ事業ノ適正ヲ期スルニ必要ナル事項ヲ規定スル見込

第四條ノ命令事項

一、團體ノ指定ニ關スル事項
産業組合、農事實行組合ヲ指定スル見込

二、事業ニ關スル事項
一定ノ事業ノ準則ヲ定メ之ニ依リ道府縣又ハ市町村ノ農地委員會ノ議ヲ經テ行フコト等其ノ事業ノ適正ヲ期スルニ必要ナル事項ヲ規定スル見込

第五條ノ命令事項
通知ヲ爲スベキ者、通知ヲ爲スベキ農地委員會、其ノ時期方法等ヲ規定スル見込

第六條ノ命令事項
一、自作農創設維持ノ事業ノ指定ニ關スル事項

道府縣、市町村、産業組合、農事實行組合ガ政府ヨリ資金ノ融通又ハ補助助成ヲ受ケテ一定ノ準則ニ依リテ行フモノヲ指定スル見込

二、自作地處分ニ付行政官廳ノ認可ヲ要セザル場合ニ關スル事項

自作地ノ創設維持ノ時ヨリ三十年ヲ經過シタルトキ、自作地ノ所有者ガ自己又ハ家族ノ兵役、疾病等ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザル等特別ノ事由ニ因リ事業者ノ承認ヲ得テ一時貸付ヲ爲ストキ等ヲ指定スル見込

第七條ノ命令事項
登記ノ手續、登記事項等ヲ規定スル見込
第九條ノ命令事項

通知ヲ爲スベキ場合、通知ヲ爲スベキ農地委員會其時期、方法等ヲ規定スル見込

第十五條ノ命令事項
農地委員會ノ設置、組織、委員ノ任免、費用、監督等ニ關スル事項ヲ規定スル見込

第十八條ノ命令事項
昭和十三年七月一日ヨリ施行スル見込

第十九條ノ命令事項
道府縣、市町村、産業組合、農事實行組合等ガ政府ヨリ資金ノ融通又ハ補助助成ヲ受ケテ從來行ヒ來レル事業ヲ指定スル見込

市町村農地委員會ニ關スル命令事項
一、市町村ガ農地委員會ヲ設置シ又ハ廢止セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベキコト、地方長官必要アリト認ムルトキハ農地委員會ノ設置又ハ廢止ヲ命ズルコト

二、農地委員會ハ會長及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織スルコト但シ必要アルトキ臨時委員ヲ置クコト

三、農地委員會ノ會長ハ原則トシテ市町村長ヲ以テ之ニ充ツルコト

四、委員ハ徳望アリ知識經驗ニ富ム者ノ中ヨリ地方長官之ヲ選任スルコト
委員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年程度トスルコト但シ地方長官ハ任期中ト雖モ特別ノ事由アルトキハ解任スルコトヲ

得ルモノトスルコト

五、會長ハ會務ヲ總理スルコト

農地委員會ハ事項ニ依リテハ擔任委員ヲ命ジテ之ヲ處理セシメ又ハ適當ナル者ヲシテ必要ナル調査ヲ爲サシムルコト

六、農地委員會ノ費用ハ市町村ノ負擔トスルコト

七、農地委員會ハ地方長官及農林大臣之ヲ監督スルコト

小作官、自作農創設維持其ノ他農地ニ關スル事務ヲ掌理スル當該官吏ハ農地委員會ノ會議ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得ルコト

道府縣農地委員會ニ關スル命令事項

一、道府縣ハ農地委員會ヲ設置スルコトヲ要スルモノトスルコト

二、農地委員會ノ會長ニハ地方長官ヲ以テ充ツルコト
委員ハ地方長官ノ推薦ニ依リ農林大臣之ヲ任命スルノ外組織等ニ關シテハ市町村農地委員會ニ準ズルコト

三、費用ハ道府縣ノ負擔トスルコト

四、農地委員會ハ農林大臣之ヲ監督スルコト

市町村農地委員會主要處理事項

一、第三條ノ事業ノ審査及其ノ實施ニ關スル事項

二、第四條ノ事業ニ未墾地開發事業ノ調査審議等ニ關スル事項

三、第五條ノ命令ヲ發スルニ付テノ調査審議ニ關スル事項並ニ同條ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於ケル農地ノ處分ノ斡旋、

自作農ノ創設維持ノ斡旋紛議ノ防止等ニ關シ必要ナル措置ニ關スル事項

四、第六條ノ自作農創設維持事業ニ關スル調査審議等ニ關スル事項（創設維持セラル、者ノ資格、土地價格其ノ他ノ條件等ノ審査及其ノ保全ニ維スル事項）

五、第九條第三項ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於ケル小作關係ノ圓滿處理ニ關スル事項、其ノ他小作地ノ收穫調査、小作紛議ノ防止及解決ノ斡旋等小作事情改善ニ關スル事項

六、農地ノ相隣關係其ノ他農地ノ利用ニ關スル紛議ノ防止及解決ノ斡旋等ニ關スル事項

七、第十四條ノ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ調停ニ關スル裁判所ノ諮問ニ對スル意見ノ陳述等ニ關スル事項

八、耕作者間ニ於ケル農地ノ交換分合其ノ他農地事情改善ニ關スル事項

道府縣農地委員會主要處理事項

一、道府縣ノ第四條ノ事業ニ未墾地開發事業ノ調査審議ニ關スル事項及行政官廳ノ第四條ノ認可ニ付テノ調査審議ニ關スル事項

二、行政官廳ノ第五條ノ命令ヲ發スルニ付テノ調査審議ニ關スル事項

三、道府縣ノ第六條ノ事業ニ關スル調査審議等ニ關スル事項（資金ノ地方別割當、創設維持ヲ受ケル者ノ資格、土地ノ價格其ノ他ノ條件、市町村其ノ他ノ團體ノ自作農創設維持計

畫ノ審議等ニ關スル事項

- 四、二町村以上ニ亙ル小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ紛議ノ解決ノ斡旋等ニ關スル事項
- 五、第十四條ノ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ調停ニ關スル裁判所ノ諮問ニ對スル意見ノ陳述ニ關スル事項
- 六、其ノ他道府縣内ニ於ケル農地事情ノ改善ニ關スル事項

第八號 國民健康保險組合對

策の件

第七十三議會において成立せる國民健康保險法により、取敢へず昭和十三年度において百二十組合が設立される筈であるが、本法が特に農村における醫療施設の缺除と、醫療費の高額のために、醫療の恩恵を受けること最も少い農村大衆を對象として立案せられたる趣旨に鑑み、我等はかゝる施設を必要とする町村においては一日も早く之を設立するために協力し、もつて本法の最も効果ある運用を期せねばならぬ。

一、國民健康保險組合の設立を必要とする町村においては至急之が設立を提唱し、又は設立に参加し、協力すること。

二、組合員より徴収すべき保險料は、組合員の資力に應じてその金額に差等を設けしめ、社會立法としての本法の精神を無視せしむることなからしむること。

- 三、醫療費中組合員の一部負擔すべき費用は二割以上とするが如きも、出來得る限り之を最小限度にとり、入院料の如きも特に高率の負擔を課することなからしめること。
- 四、出來得る限り産業組合をして國民健康保險組合の事業を代行せしめ、資力なき組合員をして信用組合の資金を利用せしめ、或は物納の方法によらしめ得ることとする。
- 五、産業組合をして代行せしめる場合は、同時に農事實行組合等を通じて右産業組合の大衆化をはかること。
- 六、國民健康保險組合の設立と併行して醫療組合の發達を圖り、醫療費の低下に努めること。

第九號 役員選舉に關する件

第十號 組合本部豫算に關する件

大日本農民組合本部豫算

(組合本部一ヶ月豫算)	
一、經常費(月額)	一〇〇〇〇
内譯	
一、人件費(書記手當)	四〇〇〇
一、通信費	一〇〇〇
一、消耗品費	一〇〇〇

一、旅費	二二〇〇
一、家賃	一八〇〇

第十一號 大會宣言に關する件

附錄

大日本農民組合聯合會所在地

- 一、青森縣聯 青森市長島町一六
- 一、秋田縣聯 秋田縣横手町上飛瀨
- 一、宮城縣聯 仙臺市東七番町一二二
- 一、福島縣聯 福島縣伊達郡飯野町
- 一、群馬縣聯 前橋市一毛町二二二 神垣方
- 一、東京府聯 八王子市平岡町五八
- 一、栃木縣聯 宇都宮市旭町一ノ九三九 黒澤方
- 一、長野縣聯 長野縣諏訪郡上諏訪町 林方
- 一、兵庫縣聯 神戸市湊東區荒田町 労働會館内
- 一、京都府聯 京都市中京區丸太町通間ノ町西入ル田中方
- 一、和歌山縣聯 和歌山市湊通町南一丁目
- 一、富山縣聯 富山市總曲輪町 矢後方
- 一、山形縣聯 酒田市堀切 小島方
- 一、福岡縣聯 八幡市春野町五丁目 社大黨内
- 一、京畿地區事務所 京都府行橋町 前農民會館内
- 一、企救地區事務所 小倉市企救町城野小原

- 一、筑後地區事務所 三井郡大城村千代島
- 一、新潟縣聯 新潟市學校町通三番町高女前
- 一、新發田出張所 北蒲原郡新發田町竹町
- 一、下越地區事務所 岩船郡保内村坂町驛前通
- 一、水原出張所 北蒲原郡水原町
- 一、長岡出張所 長岡市神明町
- 一、三島北部地區事務所 三島郡大河津村碓田
- 一、高田出張所 高田市仲町二
- 一、大阪府聯 布施市東足代二二 杉山方
- 一、埼玉縣聯 埼玉縣大里郡岡部村 山口方
- 一、岡山縣聯 岡山縣淺口郡黑崎村 若狭方
- 一、北海道聯 旭川市九條十一丁目左十號
- 一、空知出張町 北海道樺戸郡新十津川村橋本町
- 一、夕張出張所 北海道夕張郡角田村栗山市街
- 一、德島縣聯 德島縣麻植郡西尾村西麻植
- 一、阿南地區事務所 那賀郡見能林村方見西原方福本方
- 一、高知縣聯 高知縣高岡町井關
- 一、山梨縣聯 甲府市百石町三九〇

昭和十三年四月廿八日印刷納本
昭和十三年四月卅日發行

非賣品

不許
複製

東京市芝區西久保櫻川町七
大日本農民組合本部
發行及印刷人 角田藤三郎

終

